

電気関係報告規則第4条の2に基づく届出書の記載例

● 絶縁油の漏洩事故を起こした場合の届出

様式第13の5
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書
平成28年12月 1日
中国四国産業保安監督部長 殿
住所 〒XXX-XXXX
愛知県名古屋市中〇〇区〇〇〇X-X-X
氏名 株式会社ポリエンカ産業
代表取締役 美苗 二偉流
電気関係報告規則第4条の2第1項の表第4号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。
(事業場に関する事項)
事業場の名称 株式会社ポリエンカ産業 四国営業センター
事業場の所在地 〒XXX-XXXX 香川県高松市〇〇〇X-X-X
連絡先 株式会社ポリエンカ産業 四国営業センター
総務部 管財グループ
TEL XXX-XXXX-XXXX
(事故のあった電気工作物に係る事項)

種類	定格 容量	製造 者名	表示 記号等	使用 状態	製造 年月	設置 年月	個数
1	200kVA	8	XXX	設置	1980. 2	1980.10	1

発生日時 2017.5.3(水) 13:38 復旧日時 2017.5.6(土) 9:15
ポリ塩化ビフェニルの含有濃度 1.9mg/kg
事故の状況 (いつ(事故発生の日時)、どこで(事故発生の場所)、何が(事故発生の電気工作物)、なぜ(事故発生の原因)、どうなった(事故の概要)という事故の状況を説明するための最小限の要件を記入する。)
講じた措置 (漏洩した PCB 含有絶縁油をどうしたかの応急処置、事故のあった電気工作物をどうしたかの復旧対策を記入する。)
(その他参考となるべき事項)

事故のあった電気工作物に係る事項の各欄は、届出書の記載例1と同様に記入する。

漏洩した絶縁油について、高濃度PCB含有電気工作物又は低濃度PCB含有電気工作物のいずれかに該当するかを特定の上、ポリ塩化ビフェニルの含有濃度の欄には、高濃度PCB含有電気工作物の場合は「高濃度」と記載し、低濃度PCB含有電気工作物の場合はPCB含有濃度 (mg/kg) を記入する。

事故の状況の欄及び講じた措置の欄に記入しきれない場合には、任意に用紙を増やして、記入する。また、状況のわかる構内図、配置図、写真等を添付することが望ましい。